# 和歌山市公報

告示第111号别冊

令和6年度和歌山市一般会計予算

令和6年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ150,230,390千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限 度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

歳 入

成	<b>A</b>		(単位 十円)
	款	項	金額
1	市 税		57, 528, 092
		1 市 民 税	20, 735, 962
		2 固 定 資 産 税	25, 634, 176
		3 軽 自 動 車 税	1, 292, 495
		4 市 た ば こ 税	2,809,405
		5 鉱 産 税	1
		6 都 市 計 画 税	4, 761, 263
		7 事 業 所 税	2, 267, 790
		8 入 湯 税	27,000
2	地 方 譲 与 税		839,000
		1 特別とん譲与税	135,000
		2 自動車重量譲与税	497,000
		3 地方揮発油讓与税	158,000
		4 森林環境譲与税	49,000
3	利 子 割 交 付 金		20,000
		1 利 子 割 交 付 金	20,000
4	配 当 割 交 付 金		421,000
		1 配 当 割 交 付 金	421,000
5	株式等譲渡所得割交付金		567,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	567,000
6	法人事業税交付金		655,000
		1 法人事業税交付金	655,000
7	地方消費税交付金		9, 230, 000
		1 地方消費税交付金	9, 230, 000
8	ゴルフ場利用税交付金		12,000
		1 ゴルフ場利用税交付金	12,000
9	環境性能割交付金		92,000

款	項	金額
	1 環境性能割交付金	92,000
10 地 方 特 例 交 付 金		2,889,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	2,871,000
	2 新型コロナウイルス感染症対 策地方税減収補塡特別交付金	18,000
11 地 方 交 付 税	Week Mark 11 20 To The Control of th	16, 490, 000
	1 地 方 交 付 税	16, 490, 000
12 交通安全対策特別交付金		32,000
	1 交通安全対策特別交付金	32,000
13 分担金及び負担金		345, 288
	1 負 担 金	345, 288
14 使用料及び手数料		2, 583, 649
	1 使 用 料	1,856,533
	2	727, 116
15 国 庫 支 出 金		32, 176, 934
	1 国 庫 負 担 金	24, 107, 236
	2 国 庫 補 助 金	2,761,794
	3 国 庫 交 付 金	5, 292, 018
	4 国 庫 委 託 金	15,886
16 県 支 出 金		11, 484, 496
	1県負担金	8, 440, 910
	2 県 補 助 金	2,056,662
	3 県 交 付 金	926, 369
	4 県 委 託 金	57,055
	5 県 貸 付 金	3, 500
17 財 産 収 入		490, 531
	1 財産運用収入	290, 305
	2 財 産 売 払 収 入	200, 226
18 寄 附 金		2, 793, 743
	1 寄 附 金	2, 793, 743

(単位 千円)

		款		項				金額		
19	繰	入	金			,			(	1,074,030
				1	基	金	繰	入	金	928, 452
				2	特	別会	計	繰入	金	145, 578
20	繰	越	金							1
				1	繰		越		金	1
21	諸	収	入							3,694,126
٠.				1	延	帯金・	加算金	è及びi	過料	72,001
				2	市	預	金	利	子	1
				3	貸	付	金	収	入	1,705,051
			·	4	受	託	事	<b>美</b> 収	入	867, 322
				5	弁		償	-	金	30
				6	物		売 拮	4 収	入	4
				7	雑				入	1,049,717
22	市		債		7					6,812,500
				1	市				債	6,812,500
		歳	入		合		計			150, 230, 390

成	四		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			·····					 	一円)
		款				•	項			金	額	
1	議	会	費								882	,650
				1	議		会		費		882	,650
2	総	務	費			* .					12, 121	,687
				1	総	務	管	理	費	-	8,032	, 080
				2	徴		税		費		1,415	, 368
			,	.3	市	民	生	活	費		578	, 167
				4	戸	籍住月	基多	本 台	帳費		690	,634
				5	選		挙	- 10518 800000	費		68	, 375
				6	統	計	調	査	費		50	,612
				7	文	化ス	ポ		ツ費		1, 108	,805
		,		8	監	査	委	員	費		105	, 297
				9	人	事	委	員 会	き 費		72	, 349
3	民	生	費								72, 798	, 788
				1	社	会	福	祉	費		30, 017	, 738
				2	生	活	保	護	費		18,009	, 515
				3	児	童	福	祉	費		20,656	, 383
				4	災	害	救	助	費		12	, 282
				5	年	金	保	険	費		3, 599	,028
				6	市	民	福	祉	費		503	,842
4	衛	生	費								9, 198	, 485
				1	保	健	衛	生	費		3, 952	, 334
				2	清		掃		費		4, 980	, 182
				3	環	境	保	全	費		265	, 969
5	農	林 水 産 業	費								967	,655
				1	農		業		費		708	, 227
				2	農	林	緑	花	費		124	, 118
				3	水	産		業	費		135	, 310
6	商	工	費								3, 735	5, 741
				1	商		. I.		費		2, 558	3, 449

(単位 千円)

			款						Ī	頁			金額
-				-			2	観		光	-	費	1, 177, 292
7	土		木			費							8, 159, 313
							1	土	木	管	理	費	985, 199
							2	道	路	橋	梁	費	3, 025, 519
-							3	河		Л		費	359, 434
							4	都	市	計	画	費	887, 996
							5	都	市計	画	道路	費	404, 508
							6	公		園		費	380, 333
							7	下	水		道	費	378, 272
							8	住		宅		費	1,738,052
8	消		防			費							6, 098, 971
							1	消		防		費	6, 098, 971
9	教		育			費				-			10, 403, 801
	*)						1	教	育	総	務	費	2, 128, 776
							2	小	学	•	校	費	2,896,344
							3	中	学		校	費	753,622
-							4	高	等	学	校	費	659, 086
							5	幼	稚		園	費	472,742
							6	社	会	教	育	費	2,767,827
							7	保	健	体	育	費	725, 404
10	公		債			費		-					17, 313, 228
							1	公		債		費	17, 313, 228
11	諸	支	-	出		金							8, 480, 071
							1	公	営	<u>企</u>	業	費	8, 480, 071
12	予		備			費		- 1.					70,000
					· ·		1	予	·	備		費	70,000
, ,		歳			出			合	·	計			150, 230, 390

#### 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度 額
文書管理事業		令 和 令 和 1	7 年 度 1 年 度		242, 570
合		計		,	242, 570

### (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
奨学金返還助成事業(4	令和6年度募集分)	令 和 令 和 1	}	250千 奨学金受		
合		計				-

### (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
標準準拠・住基系シス	令 和 令 和 1	7 年 度 <sup>1</sup> 年 度			194, 370	
合		計				194, 370

### (単位 千円)

事項	期	間	限	度	額
情報システム運用支援事業	令 和 <sup>1</sup>	7 年 度 } 1 年 度			253, 193
合	計				253, 193

事項	期間	四 莊 佐
事項	- 別 旧	限度額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和7年度	61,851
合	<b>a</b>	61,851

事	項	期	間	限	度	額
個人市民税課税資料パン	チ委託事業	令和 7	7 年 度			316
合		計		·		316

# (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
土地評価業務委託事業		р 4н	7 年 度			52,800
合		計				52,800

# (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
戸籍総合システム標準	<b>些化対応事業</b>	令 和 7	7 年 度			25, 762
合		計				25, 762

### (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
地域子育て支援拠点事業		令 和 7	7 年 度			77,817
合		計				77,817

事	項	期	間	限	度	額
一般廃棄物収集運搬業	務委託	令 和 7 令 和 1	7 年 度 ( 2 年 度		3, 9	935, 016
合		計			3, 9	935, 016

事	項	期	間	限	度	額
小規模事業者経営改善資	資金利子補給事業	令 和 令 和 1	7 年 度	貸付限度 0千円の 限として /2	年1.	0%を上
合		計				<u> </u>

# (単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
シニア・女性起業家支援	資金利子補給事業	令 和 令 和 1	7 年 度	貸付限度 0千円の 限として /2	年1.	0%を上
合	•	計				

# (単位 千円)

事	項	期	間	限	度額
消防救急デジタル無線設	備再整備事業	令 和 7	年 度		361,029
合		計			361,029

事	項	期	間	限	度 額
消防庁舎建設事業		令 和 7	年 度		442, 781
合		計			442, 781

				(単位 十円)
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎整備事業	66,500	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率)	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
防災基盤整備 事業	11,300	<i>"</i>	ji .	<i>"</i>
スカイタウン つつじが丘テニスコート周辺整備事業	61,200	"	"	"
スポーツ施設 整備事業	7,100	"	"	"
社会福祉施設   整備事業	29,000	//	<i>II</i>	"
あいあいセン ター整備事業	17,800	,	"	"
認定こども園 等整備事業	37,700	<b>"</b>	<i>' II</i>	"
児童館整備事 業	300	"	"	<i>"</i>
斎場整備事業	79,200	"	"	"
保健所設備整 備事業	11,000	"	"	"
保健センター 整備事業	6,300	"	"	"
清掃運搬施設 整備事業	14,600	"	"	"
農業施設整備 事業	136,800	"	<i>"</i>	<i>"</i>
沿岸漁場整備 開発事業	6,400	"	"	"
和歌山城公園 整備事業	50,900	"	"	"
道路施設改善 事業	640,600	"	"	"
緊急避難道路 等整備事業	29,000	"	"	"
地方道整備事     業	563,800	"	"	<i>"</i>
交通安全施設 整備事業	400	"	"	"
河川整備事業	115,700	"	"	"
準用河川改修 事業	62,500	"	"	"
都市計画県工 事負担金	700	<i>"</i>	"	"
街路事業	209,600	"	"	"
公園施設整備 事業	30,500	. 11	"	"

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還の	方	法
水路維持事業	24,000	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内 利率見直り れる政体金融機 共団、利率の た後にの利率 直し後の利率	が式で借り入 で地方で と と で が は に が は に で が に で が に で が ら で に で が ら で に で っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ ら ら ら ら ら ら ら ら ら	れ件の償還	そいるに限若このにないない。	そし、期間は低利	融 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
下水道施設管 理事業	40,700	"	//	,		"		
下水路整備事 業	53,700	//	//	•		//		
住宅改善事業	264,800	" "	. //	,		"		
消防施設整備 事業	927,500	11		,		"		
小学校施設整 備事業	50,800	"	. //	,	,	"		
中学校施設整 備事業	119,500	"	//	,		. //		
幼稚園施設整 備事業	9,300	//	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•		"		
地区集会所整 備事業	2,300	"	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,		"		
コミュニティ センター建設 事業	512,500	"	11	,		//		
コミュニティ センター整備 事業	128,800	"	11	•		"	-	
共同調理場建 設事業	186,400	//	11	,	-	"		
水道事業会計 出資金	464,100	, // <sub>1</sub>		,		"		
臨時財政対策 債	1,030,000	//	11	,		"		
借換債	809,200	//	//	•		"		
計	6,812,500							

令和6年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,136,060千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳 入

/													(TE 113)
	款	1					IJ	Ę				金	額
国 因	健康	保	険 料										6, 155, 930
				1	国	民	健	康	保	険	料	. 1	6, 155, 930
使 用	料及で	ゞ 手	数料			•				-			1,001
				1	手			数			料		1,001
県	支	出	金						. Had prove			2	7, 232, 670
				1	県		補		助		金		66, 454
				2	県		交		付		金	2	7, 166, 216
繰	入		金										3, 545, 401
				1		般	会	計	繰	入	金		3, 545, 401
繰	越		金							-			1
				1	繰			越			金	-	1
諸	収		入								-		201, 057
				1	貸	付	t	金	4	<b>X</b>	入		1
				2	雑		-				入		201, 056
(国	庫支	出	金 )										
					( ]		庫	補	助		金 )		
	歳		入		合	-		計				3	7, 136, 060
	国 使 県 繰 緒	款       財     使       財     支       操     人       機     収       支     支	款     保       財     様     保       場     大       機     以       基     以       は     以       は     よ       は     は       は     よ       は     は	歌         国民健康保険料         使用料及 び 手 数 料         操       入 金         機収       本         は収       入         は取り       入         は取り       入         は取り       入         は       上         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       大         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は       よ         は	歌       田       財       保       保       所       科       月         付       田       科       び       手       数       料       月         月       支       出       出       金       月         日       大       工       日       月         日       大       工       日       月         日       工       工       工       日         日       工       工       工       工       工         日       工       工       工       工       工       工         日       工	対	財 日 <td< td=""><td>  対   対   対   対   対   対   対   対   対   対</td><td>  対</td><td>  対   対   対   対   対   対   対   対   対   対</td><td>  対   対   対   対   対   対   対   対   対   対</td><td>  Table   Tab</td><td>款     項     金       国民健康保険料     1 国民健康保険料       使用料及び手数料     1 手 数 料       県支出金     1 県 補 助 金       2 県交付金     2       2 県交付金     2       株 入金     1 一般会計繰入金       様 越 金     2       1 操 越 金       1 貸付金収入       2 雑 入       (国庫支出金)       (国庫支出金)       (国庫被助金)</td></td<>	対   対   対   対   対   対   対   対   対   対	対	対   対   対   対   対   対   対   対   対   対	対   対   対   対   対   対   対   対   対   対	Table   Tab	款     項     金       国民健康保険料     1 国民健康保険料       使用料及び手数料     1 手 数 料       県支出金     1 県 補 助 金       2 県交付金     2       2 県交付金     2       株 入金     1 一般会計繰入金       様 越 金     2       1 操 越 金       1 貸付金収入       2 雑 入       (国庫支出金)       (国庫支出金)       (国庫被助金)

歳出

		並	欽						項				金	匒	Ą
1	総		務		費								,	53	35, 295
						1	総	務	徻	<b>*</b>	理	費		53	35, 295
2	保	険	給	付	費					-	-			27, 04	11,771
					-	1	療	•	<b>養</b>	諸		費		23,63	88,000
		. ~				2	高	額	握	¥	養	費		3, 27	3,500
						3	移		ž	<b>生</b>		費	-		200
					•	4	出	産	育	児	諸	費		11	2, 392
					-	5	葬	3	祭	諸		費		. 1	5,600
						6	傷	病	手	当	諸	費		-	2,079
3	国民	健康保	険事	業費納付	寸金							-		9, 05	56, 382
	•					1	医抗	寮 給	付輩	<b>身</b> 分	納作	寸 金		6, 27	78, 910
						2	後期	高齢	者支护	爱金等	分納	付金		2, 07	76, 921
						3	介意	蒦 納	付金	È 分	納作	寸 金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70	00, 551
4	保	健	事	業	費	-								33	38, 996
						1	特分	官 健 )	康診	査 等	事	業 費		28	30,412
						2	保	健	Ę	Į.	業	費			58, 584
5	諸	支		出	金									15	53,616
						1	償退	是金.	及び	還付	加拿	算金		15	53,616
6	予		備		費		*,						-		10,000
						1	予。		ĺ	曲		費			10,000
	(共	同事	業	拠出金	金 )	-	<u> </u>			-					
	•						( 共	同	事業	業 拠	出	金 )		-	-
	(公		債	j	費 )	,			· .						
							(公	·	f	<b>責</b>		費 )			
		歳		出		·	合			 計				37, 13	36,060

### 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
保険料納入通知書封入封	令 和 7	7 年 度			5,842	
合		計			-	5,842

令和6年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

- 令和6年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,428,554千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限 度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳 入

(単位 千円)

	•	 款						項				金	額
1	使	用料及	び手数	料		· · · · ·				-			235, 366
					1	使		月	j		料		235, 366
						( =	F	数	t	<del>,</del>	料)		
2	围	庫。	支 出	金	٠	-			*.				129,880
					1	玉	庫	交	2	付	金		129,880
3	財	産	収	入									186, 438
					1	財	産	売	払	収	入		186, 400
					2	財	産	運	用	収	入		38
4	繰	j		金									208, 193
					1		般	会 計	上 紛	<b>补入</b>	金		208, 193
5	諸	Ц	X	入									154,877
					1	雑	(				入		154,877
6	市			債									513,800
					1	市					債		513,800
		歳	入			合		言	†				1, 428, 554

### 歳出

		;	款						項			金	額
1	卸	売	市	場	費								1, 287, 766
						1	卸	売	市	場	費		1, 287, 766
2	公		債		費								140,688
						1	公		債	-	費		140,688
3	予		備		費			-					100
						1	予		備		費		100
		歳		出			合		計				1, 428, 554

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率	償	還	の	方	法
卸売市場整備事業	513,800	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内利率見直して 利率見直管資 共団体金融税 いて、利率の た後において 直し後の利率	方式で借り入 会人で地方で で地位を で で を で を で で を で で を で で で で で で で で	れにつよる情報	いるに限若て。よをし	はたり短く	そし置し低利	市財政 間及は は借り
計	513,800								

令和6年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,083千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

		款		項	金	Ą
1	繰	入	金		]	15,500
				1 東和歌山第二地区土地区画 整理事業一般会計繰入金	1	15,500
2	繰	越	金			3,481
				1 東和歌山第二地区土地区画 整 理 事 業 繰 越 金		3,481
3	諸	収	入			102
				1 東和歌山第二地区土地区画 整 理 事 業 雑 入		102
		歳	入	合 計	-	19,083

歳出

款	項		金	額
1 東和歌山第二地区土地区画整理事業費				19,083
	1 東和歌山第土地区画整	第二地区 理事業費		19,083
歳  出	合 計			19,083

令和6年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 入

(単位 千円)

		款					項			金	額
1	諸	収	入入				,			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	29,000
				1	貸	付	金	収	入		29,000
		歳	入		合		計				29,000

歳出

			. (1 🕮 114/
	款	項	金額
1	前年度繰上充用金		29,000
		1 前年度繰上充用金	29,000
	( 住宅改修資金貸付事業費 )		
		( 住宅改修資金貸付事業費 )	
	歳出	合 計	29,000

令和6年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算 令和6年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ575,046千円と定める。

(歳入歳出予算)

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 入

(単位 千円)

		款					項		-	金	額
1	諸	収	入								575, 046
		<b>k</b>		1	貸	付	金	収	入		217, 162
				2	雑	-			入		357,884
		歳			合		計				575, 046

歳出

, •		-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	款		項	金 額	
1	前年度繰上充	三用 金		575,0	46
			1 前年度繰上充用金	575,0	46
	( 住宅新築資金貸付	事業費 )			
			( 住宅新築資金貸付事業費 )		
	歳	出	合 計	575, 0	46

令和6年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算 令和6年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,587千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 入

(単位 千円)

		款						項			金額
1	諸	収		入		-					232, 587
					1	貸	付	金	収	入	110, 182
					2	雑		*.		入	122, 405
	**************************************	歳	入			合		計			232, 587

歳出

	and the state of t	
款	項	金額
1 前年度繰上充用金		232, 587
	1 前年度繰上充用金	232, 587
( 宅地取得資金貸付事業費 )		
	( 宅地取得資金貸付事業費 )	
歳 出	合 計	232, 587

令和6年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

- 令和6年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,655,827千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,4 10,000千円と定める。

歳 入

(単位 千円)

	款										Į	頁	金額			
1	使	用 #	斗 及	び	手	数	料									260, 167
								1	使			用			料	260, 167
2	繰			入			金									1,375
								1		般	会	計	繰	入	金	1,375
3	諸			収			入						-			1, 394, 285
								1	雑						入	1, 394, 285
			歳		-	入		-	合			計				1,655,827

### 歳出

			款	-		-					項					金	額	
1	駐	車	場	管	Ī	費											145,	544
							1	駐	耳	Ē	場	管	Į	里	費		145,	544
2	道	路駐	車	場	管	理費										-2	104,	983
							1	道	路	駐	車	場	管	理	費		104,	983
3	前	年 度	繰	上	充	用金										-	1, 405,	000
			·			-	1	前	年	度	繰	上	充	用	金		1, 405,	000
4	予		仴	出		費											•	300
							1	予			. 1	崩			費			300
		声	支			出		合			Ī	计		equesco an			1,655,	827

令和6年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,748千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳 入

(単位 千円)

			·						
		款	¥.		- -	項	金額		
1	繰	入	金						1, 958
				1 —	般会	計	繰入	金	1, 958
2	繰	越	金		•				125, 479
	•	-		1 繰		越		金	125, 479
3	諸	収	入						105, 311
				1 貸	付	金	収	入	105, 301
				2 雑		-		入	10
		歳	入	合		計			232,748

歳 出

							and the second s				
		款					項	金	È	額	
1	母子父 貸 付	子 寡 婦 事	福祉業	資金費							81,021
			· ·		1	母貸	子 父 子 寡 婦 付 事	福 祉 資 金 業 費			81,021
2	公	債		費						-	103, 293
					1	公	債	費			103, 293
3	諸	支	出	金							48, 434
					1	母貸	子 父 子 寡 婦 付 事 業	福 祉 資 金 繰 出 金			48, 434
	4 1	歳	ļ	出		合	計				232,748

令和6年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

- 令和6年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,515,203千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳 入

灰	<u> </u>												(単位 十円)
		•	款	•					Į	Ą			金額
1	介	護	保	険	į	料				-			7, 866, 884
							1	介	護	保	険	料	7, 866, 884
2	使	用料	及び	手	数	料		,					200
1							1	手		数		料	200
3	国	庫	支	Н	ļ	金						-	10, 785, 035
							1	国	庫	負	担	金	7, 561, 045
							2	国	庫	交	付	金	3, 223, 990
4	県	支		出		金							5, 663, 051
-							1	県	負		担	金	5, 459, 052
						·.	2	県	交		付	金	203, 999
5	支	払 基	金	交	付	金							11, 175, 621
							1	支	払基	金	交付	金	11, 175, 621
6	財	産	:	収		入	-						446
						-	1	財	産	E ,	用収	入	446
7	繰		入			金				2	-		7, 019, 543
							1		般 会	計	繰入	金	6, 574, 398
							2	基	金	繰	入	金	445, 145
8	繰		越			金						-	. 1
							1	繰		越		金	1,
9	諸		収			入							4, 422
							1	雑				入	4,422
		歳	į		入			合		計	-		42, 515, 203

歳出

		吉	Ż.					項	金額				
1	総		務		費		<i>*</i>					803,	476
					·	1	総務	管	理	費		327,	469
						2	介 護	認	定	費		476,	007
2	保	険	給	付	費		-					40, 072,	519
						1	介 護 サ	ービス	ス等に	諸費		38, 768,	844
						2	高額介記					1,090,	823
						3	高 額 介 護 サ	医療	そった。	算 等 費		162,	, 207
						4	市町村	特別		寸 費		10,	,665
			.,			5	その	他	諸	費		39,	, 980
3	地	域支	援	事 業	費							1, 525,	, 139
						1	介護予サー	防 ・ <i>!</i> ビ ス	生 活 <u>*</u>	支援 費		1, 315	, 148
						2	一般介	護予隆	坊 事 🧵	業費		5.	,882
						3	包括的支持	爰事業・	任意事	業費		198	,663
						4	そ の	他	諸	費		5	, 446
4	基	金	積	立	金								446
			9-19-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4-1-4			1	基金	積	立	金			446
5	諸	支		出	金							108	,623
						1	償還金					11	,511
						2	重 層 的 事 業	支 援 ( 繰_	本 制 <u></u> 出	整 備		97	, 112
6	予		備		費							5	,000
			-			1	予	備	-	費		5	,000
		歳		出			合	計			. 3	42, 515	, 203

### 债務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
保険料納入通知書封入	封緘等委託事業	令 和 7	'年度			7, 794
合		計				7, 794

令和6年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

- 令和6年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,668,395千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間 及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

# 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

~~ <b>~</b>	<b>, ,</b>						*		(1 - 113)
	款				項			金	額
1	後期高齢者医療保	と険 料						<b>.</b>	5, 056, 835
			1	後期	高齢者	医療係	<b>段料</b>		5, 056, 835
2	使用料及び手	数料		4					51
			1	手	数		料		51
3	繰入	金							6, 598, 756
-			1	一般	会 計	繰	入 金		6, 598, 756
4	繰越	金		er eke er					1
			1	繰	越	į	金		1
5	諸   収	入							12,752
			1	雑			入		12,752
	歳	入		合	計				11,668,395

歳出

(単位 千円)

			蒙	K							項			金	額
1	総			務		,	費								75,036
								1	総	務	管	理	費		75,036
2	後広	期域	高連	齢合	者納	医付	療金		,						11, 582, 771
								1	後広	期高域連	齢合	者 医納付	療金		11, 582, 771
3	諸	-	支		出	•	金			-					7, 588
<		:				er ————————————————————————————————————		1	償	還 金 及	び還	付加拿	章 金		7, 588
4	予			備			費								3,000
								1	予		備		費		3,000
			歳			出			合		計				11,668,395

# 债務負担行為

(単位 千円)

事	項	期	間	限	度	額
保険料納入通知書封入封	<b>  減等委託事業</b>	令和 7	7 年 度			9, 981
合		計				9, 981

令和6年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,537千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

		款	-			項		-			金	額
1	財	産	収 入							-		619, 537
				1 財	産	売	払	収	入			619, 537
'	(繰	入	金)			1100						
			ž.	( -	一 般	会言	十繰	入	金)			
	(市		債 )									
	-			( ī	市				債 )			
		歳	入	合		i	+					619, 537

歳出

(単位 千円)

				The second secon	
		款		項	金額
1	玉	道 4 2	号 事 業 費		619, 505
			-	1 国道42号事業費	619, 505
2	諸	支	出 金		32
				1 国道42号事業費繰出金	32
		歳	出	合 計	619, 537

#### 令和6年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数

187,515戸

(2)年間総配水量

46, 089, 000 m<sup>3</sup>

(3)一日平均配水量

 $1\ 2\ 6$ ,  $2\ 7\ 1\ m^3$ 

(4) 主要な建設改良事業

配水管整備事業

2, 953, 448千円

配水施設整備事業

334,853千円

原浄水施設新設改良事業 1,424,857千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入

第1款 水道事業収益

7,596,415千円

第1項 営 業 収 益 7,023,183千円

第2項 営業外収益

573,232千円

支

#1

第1款 水道事業費

7, 299, 914千円

第1項 営 業 費 用

6,670,083千円

第2項 営業外費用

596,831千円

第3項 特 別 損 失

3,000千円

第4項 予 備 費

30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額3,841,052千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4 10,300千円、過年度分損益勘定留保資金575,472千円及び当年度分損益勘定留保 資金2,855,280千円で補塡するものとする。)。

収

入

第1款 水道事業資本的収入 3,809,248千円

第1項 企 業 債 3,221,500千円

第2項 出 資 金

464, 166千円

第3項 補 助 金

35,681千円

第4項 負 担 金

87,901千円

支

出

第1款 水道事業資本的支出

7,650,300千円

第1項 建 設 改 良 費

4,777,638千円

第2項 企業債償還金

2,872,662千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
出島浄水場運車	云 管 理 業 務 委 託	令和7年 令和9年			494,6	552

#### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配 水 管整備事業	千円 1,976,600	普通貸借又は証券発 行。借入時期は令和 6年度中とする。た	年4.0%以内(ただ し、利率見直し方式 で借り入れる政府資	政府その他の資金 の借入れについては、 その融通条件による。
配水施設整備事業	130,800	だし、工事の進捗状 況等により起債額の 全部又は一部を翌年	金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを	ただし、企業財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮
施設整備事業	1, 114, 100	度に繰り延べて借り 入れることができる。	行った後においては、   当該見直し後の利率)	し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1, 171, 096千円

(2)交際費

5 4 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,

### 634千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、250,835千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

X	分	種	類	名	称	数	量
取得す	る資産	工具器具	及び備品	ガスクロマトグラ	フ質量分析装置	1	台

#### 令和6年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水工場数

44工場

(2)年間総配水量

82, 485, 000 m<sup>3</sup>

(3)一日平均配水量

225, 986 m<sup>3</sup>

(4)主要な建設改良事業

配水管整備事業

237,871千円

原浄水施設新設改良事業 585,879千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第1款 工業用水道事業収益

2, 338, 849千円

第1項 営 業 収 益

2, 266, 910千円

第2項 営業外収益

71,939千円

支

出

第1款 工業用水道事業費

1,841,235千円

第1項 営 業 費 用

1,724,373千円

第2項 営業外費用

106,862千円

第3項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額215,001千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額70, 381千円及び減債積立金144,620千円で補塡するものとする。)。

収

第1款 工業用水道事業資本的収入 1,114,600千円

第1項 企 業 債

524,700千円

第2項 補 助 金

89,900千円

第3項 その他資本的収入

500,000千円

(負 抇 金) 千円

支

出

第1款 工業用水道事業資本的支出 1,329,601千円

第1項 建 設 改 良 費

825,739千円

第2項 企業債償還金 503,862千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

		事	1	項			期	間	限	度	額
浄	水場	等道	重転 管	理業	務委	託	令和7年度か 令和9年度ま			790, (	手円 )98
工	水	強	靭	化	事	業	令和7年度か 令和8年度ま			111,6	687

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配 水 等 業	千円 174, 700 350, 000	普通貸借又は証券発 行。借入時期は令和 6年度中とする。た だし、工事の進捗額 元より起債額の 全部又は一部を翌年 度に繰り延べて借り 入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	その融通条件による。 ただし、企業財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,00千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金 額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金 額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

314,873千円

(2)交際 費 5 4 千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 2, 404千円である。

### (たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、70,501千円と定める。

令和6年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積

2. 478ha

(2)年間処理水量

28, 033, 000 m<sup>3</sup>

(3)一日平均処理水量

 $76.803 \,\mathrm{m}^3$ 

(4)主要な建設改良事業

管渠整備事業

2, 349, 244千円

ポンプ場整備事業

750, 430千円

処理場整備事業

1, 332, 661千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

出

第1款 下水道事業収益

12, 161, 827千円

第1項 営 業 収 益 6,300,725千円

第2項 営業外収益

5,861,102千円

支

第1款 下水道事業費

10,860,490千円

第1項 営 業 費 用

9,843,079千円

第2項 営業外費用

1,000,411千円

第3項 特 別 損 失

2,000千円

第4項 予 備 費

15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額5,194,432千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2 00,126千円、過年度分損益勘定留保資金13,809千円、当年度分損益勘定留保資金 3,909,454千円、繰越利益剰余金処分額132,302千円及び当年度利益剰余金処 分額938,741千円で補塡するものとする。)。

収

入

第1款 下水道事業資本的収入 6,965,823千円

第1項 企 業

債 3,870,400千円

第2項補助金 2, 251, 950千円 第3項 負 担 金 842, 473千円 第4項 分 担 金 1,000千円 支 出

第1款 下水道事業資本的支出 12,160,255千円

第1項 建 設 改 良 費

4, 435, 747千円

第2項 企業債償還金

7, 224, 508千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金

500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

	<u> </u>	事		Ţ	ĺ		期	間	限	度	額
水洗便所等改造資金利子等補給事業							年度から 2 年度まで	貸付限度 の4.38%	類 1,000 と利息相		
処 理 場 整 備 事 業					令和	7年度		15, (	000		

#### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道 事 公共下水道 事 公共下水值 事 本 作 資 本 化	1, 250, 400	普通貸借又は証券発 行。借入時期は令和 6年度中とする。た だし、工事の進捗状 況等により起債額の 全部又は一部を翌年 度に繰り延べて借り 入れることができる。	年4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金 の借入れについては、 その融通条件による。 ただし、企業財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。

#### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金 額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金 額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

881,553千円

(2)交際費

5 4 千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,791,530千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち1,071,043千円は、次のとおり 処分するものと定める。
- (1) 減 債 積 立 金

1, 071, 043千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、212,990千円と定める。

#### 令和6年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総 間)

第1条 令和6年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数

336戸

(2)年間処理水量

96, 500 m<sup>3</sup>

(3)一日平均処理水量

 $2.6.4 \, \text{m}^3$ 

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第1款 農業集落排水事業収益

139,063千円

第1項 営 業 収 益

17, 138千円

第2項 営業外収益

121,925千円

支 出

第1款 農業集落排水事業費

123,538千円

第1項 営 業 費 用

114,895千円

第2項 営業外費用

7,623千円

第3項 特 別 損 失 20千円

第4項 予 備 費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に 対し不足する額45,348千円は当年度分損益勘定留保資金29,955千円、繰越利益剰 余金処分額11,246千円及び当年度利益剰余金処分額4,147千円で補塡するものとす ・ る。)。

入

収

第1款 農業集落排水事業資本的収入

5,056千円

第1項 補 助 金 5,056千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出 50,404千円

第1項 建設改良費

206千円

第2項 企業債償還金

50,198千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- (1) 職 員 給 与 費

16,442千円

(2)交際費

5 4 千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、107,6 88千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち15,393千円は、次のとおり処分する ものと定める。
- (1)減債積立金

15,393千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,998千円と定める。

#### 令和6年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数

652戸

(2)年間処理水量

 $132, 000 \,\mathrm{m}^3$ 

(3) 一日平均処理水量

 $362\,\mathrm{m}^3$ 

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収

入

第1款 漁業集落排水事業収益

151,875千円

第1項 営 業 収 益

30,112千円

第2項 営業外収益

121,763千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業費

138,907千円

第1項 営 業 費 用

126,892千円

第2項 営業外費用

10,995千円

第3項 特 別 損 失

20千円

第4項 予 備 費

1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額43,422千円は当年度分損益勘定留保資金30,559千円、繰越利益剰余金処分額9,607千円及び当年度利益剰余金処分額3,256千円で補塡するものとする。)。

収 入

第1款 漁業集落排水事業資本的収入

5,542千円

第1項補助金

5,534千円

第2項 分 担 金

8千円

支 出

第1款 漁業集落排水事業資本的支出

48,964千円

第1項 建 設 改 良 費

648千円

第2項 企業債償還金

48, 316千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職 員 給 与 費

16, 452千円

(2)交際費

5 4 千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、105,6 49千円である。

(利益剰余金の処分)

- 第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち12,863千円は、次のとおり処分する ものと定める。
- (1) 減 債 積 立 金

12,863千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,683千円と定める。